

記 入 例 申 込 書

※記入例をご確認のうえ、太線内をご記入ください。
 申込書到着後にお打合せ(お見積り)をさせていただきますので、
 お日にちに余裕をもってお申込みください。

申 込 年 月 日
令和4年6月1日

お 申 し 込 み の 経 緯			
1. 過去にご利用されたことがある方 ② 初めて申し込まれる方 (初めて申し込まれる方は、下記に経緯をご記入ください。) ア. センターのチラシ イ. 会員からの紹介 ウ. 知人からの紹介 エ. 市役所 オ. ホームページを見て カ. その他 ()			
フリガナ 氏名 (事業所名)	カタノタロウ 交野太郎	フリガナ ご担当者	
住所 (郵便物配達先)	〒 576-0000 交野市天野が原町〇-〇-〇	電話	893-0000
		FAX	893-0000
		携帯電話	000-0000-0000
連絡のつきやすい日時 (いつでも可・)		月水金	曜日 12時~17時頃)
就業場所 (作業場所)	※住所以外の場合をご記入ください	電話	
		FAX	
		携帯電話	
作業内容	植木剪定		
ご希望の 作業期間 (時期)	～ 日間		
	その他 (なるべく早く)		
ご希望の 作業時間帯	～		必要 人数 人
	その他 ()		
※作業内容によりご希望の作業期間、作業時間や必要人数で作業できないことがあります。 事前に、お打合せ(お見積り)をさせていただきます。			
備考			

処理経過	見積日 年月日	契約日 年月日	不調 年月日	完了日 年月日		
就業予定 会員						
見積金額	配分金	事務費	材料費	交通費	合計	支払期日
	単価 請負 派遣			実費 なし その他		日締め 日支払 完了後

申 込 書

※記入例をご確認のうえ、太線内をご記入ください。
 申込書到着後にお打合せ(お見積り)をさせていただきますので、
 お日にちに余裕をもってお申込みください。

申 込 年 月 日
年 月 日

お 申 し 込 み の 経 緯			
1.過去にご利用されたことがある方 2.初めて申し込まれる方（初めて申し込まれる方は、下記に経緯をご記入ください。） ア.センターのチラシ イ.会員からの紹介 ウ.知人からの紹介 エ.市役所 オ.ホームページを見て カ.その他（ ）			
フリガナ 氏名 (事業所名)		フリガナ ご担当者	
住所 (郵便物配達先)	〒	電話 FAX 携帯電話	----- ----- -----
	連絡のつきやすい日時（いつでも可・ 曜日 時～ 時頃）		
就業場所 (作業場所)	※住所以外の場合をご記入ください	電話 FAX 携帯電話	----- ----- -----
ご希望の 作業期間 (時期)	～ 日間		
	その他（ ）		
ご希望の 作業時間帯	～		人必 数要
	その他（ ）		人
※作業内容によりご希望の作業期間、作業時間や必要人数で作業できないことがあります。 事前に、お打合せ（お見積り）をさせていただきます。			
備考			

処理経過	見積日 年月日	契約日 年月日	不調 年月日	完了日 年月日		
就業予定 会員						
見積金額	配分金	事務費	材料費	交通費	合計	支払期日
	単価 請負 派遣			実費 なし その他		日締め 日支払 完了後

シルバー人材センターのご利用について（必ずお読みください）

1. シルバー人材センター(以下「センター」という。)は「**高齢者等の雇用の安定等に関する法律**」に基づき設立された公益法人であり、営利を目的とした事業者ではありません。
2. センターは、市内在住の60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者による会員組織で、高齢者にふさわしい仕事を**請負または委任契約**により引き受け、会員が**臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に就業**することで、高齢者の生きがいの充実と地域社会への貢献を目的とした団体です。センターとご契約者との間で**請負または委任契約**を結びますので、**ご契約者と会員の間には雇用関係はなく、会員はご契約者の指揮・命令を受けないこと**になりますのでご注意ください。
3. センターをご利用いただく場合は、次の事項にご留意のうえお申し込みください。
 - ① ご依頼をいただいてから、会員個々に就業の可否の問い合わせいたしますので、ご返答までの時間的な猶予をいただく必要がありますので、ご了承お願いいたします。
 - ② ご依頼の仕事内容や就業条件等によっては、条件に適合する会員がいない場合など、お仕事をお請けできない場合もありますので、その際はご容赦いただきますようお願いいたします。
 - ③ **センターのしくみ(請負・委任契約)により、会員には労働者災害補償保険(いわゆる労災保険)が適用されないため、危険な作業(高所作業・金属加工等センターが危険と認める作業)や公益法人として法令や公序良俗に反する仕事、また、賠償金額が高額となる恐れがある作業等はお請けすることができません。**
 - ④ 会員には**労災保険が適用されない(請負・委任契約)ため、会員はこれに代わるものとして「団体傷害保険」に加入**しています。この保険料はセンターが負担しますので、ご契約者の新たなご負担は発生しません。万一、会員が就業中あるいは就業先との往復途上でケガをした場合は、ご面倒ですが速やかにセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。
 - ⑤ センターは、**法令により臨時的かつ短期的な就業を提供すること**になっているため、**契約期間が長期間にわたる場合は、会員1人あたりの就業は概ね週20時間・月80時間程度**とさせていただきます。この範囲を超える場合は、複数会員によるローテーション就業で対応させていただきます。

- ⑥ センターをご利用いただく際の**契約金の内訳は、会員の報酬(配分金)、実費弁償経費の事務費(配分金の10%)のほか、実費額の経費(交通費や材料費等)**となっています。見積等が必要な場合は、事前にお申し付けください。ご予算等にあわせてご相談に応じさせていただきますが、公益法人という性格柄、地域における類似作業の対価の著しい低下をまねかないよう義務付けられていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
- ⑦ 契約金の請求・受領に関する事務はセンターが行うこととなっていますので、会員に契約金を直接支払わないようお願いいたします。
- ⑧ 会員とご契約者とは雇用関係がありませんので、**ご契約金は人件費ではなく、委託費・外注費として経理処理**をしていただくこととなります。また、消費税は内税となっています。
- ⑨ 会員とご契約者とは雇用関係がありませんので、会員は契約外の仕事に従事することはできません。
ご契約期間中に仕事内容の変更や追加等が発生しました場合には、すべてセンターを通じて契約変更をしていただくこととなります。なお、その際にはご契約金額が変更になる場合があります。
- ⑩ センターは、就業中の万一に備えて賠償責任保険に加入していますが、この保険の補償範囲内においてのみ賠償責任を負います。
- ⑪ 植木剪定作業における翌年の無開花(無結果)や整枝の乱れ、鉢植えの植え替えによる枯死、大工仕事(補修作業)等における意匠や見栄え等の不具合についてはセンターでは責任を負いかねますので、ご依頼の際には担当者や就業会員との綿密なお打ち合わせをお願いいたします。また、大規模な作業や工事につきましては、材料等をご契約者にご手配いただくことや前金をいただく場合があります。

☆センターでは雇用による臨時的かつ短期的な就業またはその軽易な業務の**職業紹介事業、労働者派遣事業及び訪問介護事業**もおこなっていますので、お気軽にお問い合わせください。